

議案第 44 号

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めらる。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係) 会計年度任用職員給料表				別表第1(第3条関係) 会計年度任用職員給料表			
職種の区分	適用する給料表	職務の級	適用する号給の範囲	職種の区分	適用する給料表	職務の級	適用する号給の範囲
略	略	略	略	略	略	略	略
(2) 医療職	略	略	略	(2) 医療職	略	略	略
	医療職給料表(2)	2級	全ての号給		医療職給料表(2)	1級	全ての号給
	略	略	略		略	2級	全ての号給
略	略	略	略	略	略	略	略
別表第2(第4条関係) 会計年度任用職員等級別基準職務表				別表第2(第4条関係) 会計年度任用職員等級別基準職務表			
職種の区分	適用する給料表	職務の級	基準となる職務	職種の区分	適用する給料表	職務の級	基準となる職務
略	略	略	略	略	略	略	略
(2) 医療職	略	略	略	(2) 医療職	略	略	略
	医療職給料表(2)	2級	薬剤師その他規程で定める職務		医療職給料表(2)	1級	歯科衛生士
	略	略	略		略	2級	薬剤師その他規程で定める職務
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。